

## 自治組織検討委員会協議報告について

風連町・名寄市合併協議会自治組織検討委員会において協議した内容について、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1. 会議の開催状況について

##### 第1回委員会

開催日時 平成16年8月16日(月)午後1時30分開会

開催場所 名寄市民文化センター視聴覚室

協議案件 委員会確認 「地域自治組織導入及び法改正の背景、地域自治組織の制度概要、風連町・名寄市における地域自治組織の考え方の概要、将来の自治の姿について」  
上記について確認し、次回から協議

##### 第2回委員会

開催日時 平成16年10月6日(水)午後6時30分開会

開催場所 名寄市役所4階大会議室

協議案件 報告事項 「地域自治組織設置に係る確認事項、住民説明会での住民意見  
地域自治組織を取り巻く状況について」  
上記報告事項について確認  
協議事項 「合併特例区の設置及び規約の取扱いについて」  
原案について審議、合併特例区の行う事務等、次回以降に審議を継続  
「自治区の取扱いについて」  
審議を継続

##### 第3回委員会

開催日時 平成16年10月29日(金)午後3時開会

開催場所 名寄市役所4階大会議室

協議案件 報告事項 「北海道との事前協議」  
法律手続きに係る道協議について確認  
協議第2号 「自治区設置の取扱いについて(継続)」  
別紙のとおり、合併の日に合併前の風連町に合併特例区を設置し、合併後に合併前の名寄市に地方自治法による自治区を設置することについて決定し、協議会に答申  
「合併特例区規約(案)について」  
別紙のとおり決定し、協議会に答申

## 自治組織の取扱について

風連町及び名寄市区域に設置する地域自治組織について、合併前の風連町に合併特例法による「合併特例区」、合併前の名寄市に地方自治法による「地域自治区」を設置することとした「風連町・名寄市合併協議会設置に向けた基本的考え方」(平成16年3月20日、風連町長と名寄市長との確認事項)をもとに、下記のとおり協議し決定(確認)した。

平成16年10月29日

風連町・名寄市合併協議会

自治組織検討委員会 委員長 川村 正彦

### 記

#### 1. 基本的事項の確認について

1. 合併特例区規約(案)については、政令公布前にあっても、平成16年5月26日公布の改正合併特例法を基本に作成すること。
2. 規約に盛り込む合併特例区が行う事務事業、管理する施設は、法令等で基礎自治体(新市)が行うことが規定及び義務付けされている事務事業を除き、事務事業の一元化調整を踏まえるとともに、地域性・効率性・合理性など考慮し登載すること。ただし、登載した事務事業については、必要性に応じて新市事業へ移行、変更及び廃止すること。また、新たに登載する場合もあること。
3. 規約については、政令等の内容によっては変更も有り得ること。
4. 自治区の取扱と新市との関係整備については、以下のとおりとすること。
  - (1) 名寄市区域に設置する自治区は、現段階で小学校区を基本に設置することとするが、合併前の名寄市の市民及び住民組織の意見等を十分に踏まえ、新しい自治の姿(自治基本条例〔仮称〕など新市関係条例・総合計画等)等と整合させるとともに、住民・関係団体等との合意形成を十分に図ること。
  - (2) 風連町の合併特例区が自治区に移行するに際しては、先に設置となる旧名寄市の自治区機能等に旧風連町の地域特性及び実情を加味しながら、段階的に調整していくものとし、双方の地域自治組織は合併前の地域振興、課題整理を図りつつ、新市における一体感醸成のためにそれぞれ努力すること。
  - (3) 地域自治組織の機能等については、新市の行政機能(組織機構)と十分に整合させるとともに、効率性・機能性を有したものとすること。

#### 3. 合併特例区の設置に関する協議案及び規約案について

合併特例区の設置に係る協議及び規約は、次のとおりとする。

ただし、規約に関して変更を要する事項が生じた場合は、前記 1 の確認事項のとおり取り扱うものとする。

## 記

### 合併特例区の設置に係る協議について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 8 及び第 5 条の 10 に規定する合併関係市町村の協議により、定めを要する事項及びその他必要な事項について、下記のとおり定める。

（合併特例区の設置及び期間）

- 1 . 法第 5 条の 8 第 1 項の規定に基づき、合併の日から 5 年間、風連町の区域（合併前に風連町の区域であった区域）に合併特例区を設置する。

（合併特例区の規約）

- 2 . 法の定めにより、別紙のとおり規約を定める。

第 4 回合併協議会「協議第 4 号」提案内容のとおり

（合併特例区の庶務）

- 3 . 合併特例区の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

（委 任）

- 4 . この協議書・規約に定めるもののほか、合併特例区に関して必要な事項は規則で定める。

（規約の施行）

第 5 条 規約は合併の日から施行する。

規則で定める必要な事項は、合併特例区の休日、財務及び会計、報酬及び費用弁償等とする。

合併特例区を行う事務（規約に定める事項）について、協議した内容は次のとおり

記

**特例区が行う事務事業**

区分	事務事業の名称	左記事業の説明	備考
自治組織・ 自治活動	自治組織推進事業  広報・ホームページ開設	単位自治形成  (行政区・地域組織活動の推進) 情報紙の発行等	
施設等管理	地域施設管理 天塩川パークゴルフ場の管理 町民農園管理	コミュニティ施設等管理 管理組織との連携 用水路埋設地の活用	
地域生活	街路灯・防犯灯管理事業 河川・道路愛護事業 利雪克雪事業 定住対策事業 排雪受託事業	管理組織との連携 管理組織との連携 管理組織との連携 区域内定住促進(家賃等) 新市との連携	
地域振興	NPOまちづくり観光支援及びイ ベントなど活性化事業 都市交流事業 ふるさと会 町民広場手形作成事業	組織との連携、地域特性イベン トの継続・発展支援 杉並区との交流推進 札幌・旭川組織との交流 開拓百年事業の継続	
地域福祉	敬老事業	実行組織との連携	
地域教育・ 子育て推進	特定車両運行(大型バス・通学車両) 区域高校振興対策事業 放課後対策事業 通学・通園支援事業 区域育英基金事業	地域特性による支援 地域特性による支援 地域特色のある学童保育 地域特性による支援 地域特性による支援	

上記 を付した事業については、現段階で特例区事業として登載を予定する。